

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

ページ

○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

（市町村課）

一

○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則の一部を改正する規則

（環境政策課）

二

○消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

（生活・文化課）

二

○青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

（青少年課）

二

○薬事法施行細則の一部を改正する規則

（薬務課）

三

告 示

○昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号（保健所使用料等条例第二条の規定による使用料等の額）の一部改正

（保健福祉総務課）

五

規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年宮城県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「運転免許証」を「住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）」「運転免許証」に改める。

第九条第一項中「別表第一号」を「別表第二第一号」に改め、同条第二項中「別表第二号」を「別

表第二第二号」に改め、同条第三項中「別表第三号」を「別表第二第三号」に改め、同項第三号中「狩猟免許の申請」の下に「の受理」を加え、同条第十五項中「別表第十三号」を「別表第二第十七号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「別表第十二号」を「別表第二第十六号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「別表第十一号」を「別表第二第十五号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十二項中「別表第十号」を「別表第二第十四号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項中「別表第九号」を「別表第二第十二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 条例別表第二第十三号の規定で定める事務は、消費生活条例（昭和五十一年宮城県条例第十四号）第二十四条第一項の規定による訴訟の費用に充てる資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

第九条第十項中「別表第八号」を「別表第二第十号」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 条例別表第二第十一号の規定で定める事務は、次のとおりとする。

一 心身障害者扶養共済条例（昭和四十四年宮城県条例第二十二号）第十九条第三項第二号の規定による年金受給権者の死亡の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二 心身障害者扶養共済条例第十九条第四項の規定による年金受給権者の現況に関する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第九条第九項中「別表第七号」を「別表第二第九号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「別表第六号」を「別表第二第八号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「別表第五号八」を「別表第二第六号八」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 条例別表第二第七号の規定で定める事務は、次のとおりとする。

一 青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第二十二條第一項（同条例第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出する場合を含む。）の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二 青少年健全育成条例第二十二條第二項（同条例第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第九条第六項中「別表第五号ロ」を「別表第二第六号ロ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「別表第五号イ」を「別表第二第六号イ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第四号」を「別表第二第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例別表第二第四号の規定で定める事務は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確

保等に関する法律施行規則（平成十三年環境省令第十三号）第七条の規定による認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
第九条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

（区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第九条 条例第三条の規定による本人確認情報の区域内の市町村の執行機関への提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）によるものとする。

（本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務）

第十条 条例別表第一仙台市長の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 心身障害者扶養共済制度に係る年金受給権者の死亡の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
二 心身障害者扶養共済制度に係る年金受給権者の現況に関する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

様式第一号及び様式第四号中「（中略）」の下に「（中略）」を加える。
（施行期日）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式第一号による本人確認情報開示請求書及び改正前の様式第四号による本人確認情報訂正等申出書は、当分の間、改正後の様式第一号及び様式第四号によるものとみなす。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

○宮城県規則第三十一号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に

基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則の一部を改正する規則
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則（平成十五年宮城県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号を次のように改める。

二 登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

○宮城県規則第三十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

消費生活条例施行規則（昭和五十一年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「住民票の写しその他知事が必要と認める書類を添えて知事」を「知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の申請があつた場合において必要があると認めるときは、その必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

○宮城県規則第三十三号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

青少年健全育成条例施行規則（昭和五十二年宮城県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「及び住民票の写し」を削る。
様式第二号及び様式第八号中「及び住民票の写し」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十六年宮城県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「試験」を「薬種商試験」に改める。

第五条第一項中「試験」を「薬種商試験」に改める。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（登録販売者試験願書等）

第八条 省令第五百五十九条の五第一項の申請書は、登録販売者試験受験願書（様式第六号）とする。

2 省令第五百五十九条の五第一項第三号の書類は、戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限り。）とする。

第九条中「（様式第六号）」を「（様式第七号）」に改める。

第十条中「（様式第七号）」を「（様式第八号）」に改める。

第十一条中「（様式第八号）」を「（様式第九号）」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（合格証明書の交付）

第十二条 条例第七条の合格証明書は、様式第十号によるものとする。

（合格証明書の再交付申請）

第十三条 条例第八条第二項の申請書は、合格証明書再交付申請書（様式第十一号）とする。

（受験の停止等）

第十四条 知事は、受験者が薬種商試験又は登録販売者試験に関して不正の行為をしたときは、受験を停止し、又は合格を無効とすることができる。

様式第八号を様式第九号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第十号（第12条関係）

第 号

合 格 証 明 書

本籍地都道府県名（国籍）

氏 名

村井 田

年 月 日施行された薬事法第36条の4の規定による登録販売者試験に合格したことを証明する。

年 月 日

宮城県知事

印

様式第11号 (第13条関係)

合格証明書再交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

本籍地都道府県名(国籍)

住 所

氏 名

生年月日

連絡先

印

下記により、登録販売者試験合格証明書の再交付を申請します。

記

1 再交付申請の理由

2 合格した登録販売者試験の施行年月日

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 破り、又は汚した合格証を添付すること。

様式第七号を様式第八号とし、様式第六号を様式第七号とし、様式第五号の次に次の一様式を加え
る。

様式第6号(第8条関係)

登録販売者試験受験願書

受 験 番 号

収 入 証 紙 は り 付 け 欄

宮城県知事 殿

年 月 日

本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍 籍)	性 別
氏 名	
住 所	〒 電話番号 ()
生 年 月 日	

年 月 日撮影
写真はり付け欄
縦 4 cm 横 3 cm

登録販売者試験を受けたいので、関係書類を添えて申込みます。

記入上の注意 1 記入には黒のボールペン等を用い、自筆でいねいに、かい書で記入してください。

- 2 氏名は、戸籍抄本又は住民票に記載されているとおりの氏名を記入してください。
- 3 収入証紙は、消印しないでください。
- 4 印のところは記入しないでください。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三四二七号

昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号(保健所使用料等条例第二条の規定による使用料等の額)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表三の項中「八〇」を「七〇」に、「一〇〇〇」を「一〇〇〇」に、「一回」を「一回」に、「二〇〇」を「二〇〇」に、「九五〇」を「一〇〇〇」に、「三三〇〇」を「三三〇〇」に改め、同表四の項中「六五〇」を「六〇〇」に、

「(一) ハン切型」
 一枚の場合 一〇二〇〇
 一枚増す毎に 五〇〇
 を

「(二) ハン切型」
 一枚の場合 一〇二〇〇
 一枚増す毎に 四〇〇

「一三〇」を「一〇〇」に改め、

同表備考第一号中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に改め、